

富士宮市森林整備計画書



計画期間

自 令和8年4月1日
至 令和18年3月31日

富士宮市

はじめに

富士山南西麓に広がる富士宮市の森林は、70年ほど前に植えられ、今日では『フジヒノキメイド』と称した地場産のヒノキ材を産出する豊かな森林に生長し、現在、森林資源が十分に利活用できる時期を迎えています。

今後も植林、育林、伐採、利用の循環型の林業を丁寧に繰り返して適切な森林整備を進めることが、森林資源の適期の利用を促進、持続可能な森林環境の創出、山地災害の発災の抑制、林業や地場産業の振興など人間と森林を取り巻く環境の保全と創造に寄与されていきます。

このような背景を踏まえて、富士宮市は美しい富士山と農林水産業が共存するまちを目指し、次の施策の推進を通じて林業の振興を図ります。

施策1 経営の改善として、森林経営計画等の施業地の集約化を促進し効率的な森林整備を進めて経営の改善を図りつつ、『フジヒノキメイド』のブランド化を推進します。

施策2 森林整備の推進として、良好な森林環境の創出や保全を推進するため、林道施設の改修や維持管理に努めて、地域の特色ある森林育成を推進します。

施策3 森林の多目的機能の発揮として、森林空間を活用したキャンプや散策などの保健休養活動と森林の公益的な機能の発揮を目指した間伐などの森林整備を推進します。

一方、国は、令和3年6月に閣議決定した森林・林業基本計画に基づき、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現を目指す『森林・林業・木材産業によるグリーン成長』政策のもと、森林資源の適正な管理・利用、「新しい林業」に向けた取組の展開、木材産業の競争力の強化、都市等における「第2の森林」、新たな山村価値の創造の5つの施策を推進されます。

以上を踏まえ、本計画は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの富士宮市の森林整備の基本方針をまとめたものです（森林法第10条の5）。

対象となる森林は、静岡県が定める「地域森林計画書（各森林計画区共通編）」、「富士地域森林計画書（富士森林計画書編）（令和8年4月1日から令和18年3月31日）」に定めのある森林です（森林法第5条の2の1）。これら上位計画が変更された場合、本計画の対象森林も同様に変更されたものとして扱います。

富士宮市森林整備計画書
令和 8 年 4 月～令和 18 年 3 月
樹立；令和 8 年 4 月



富士宮市有林（大根野）

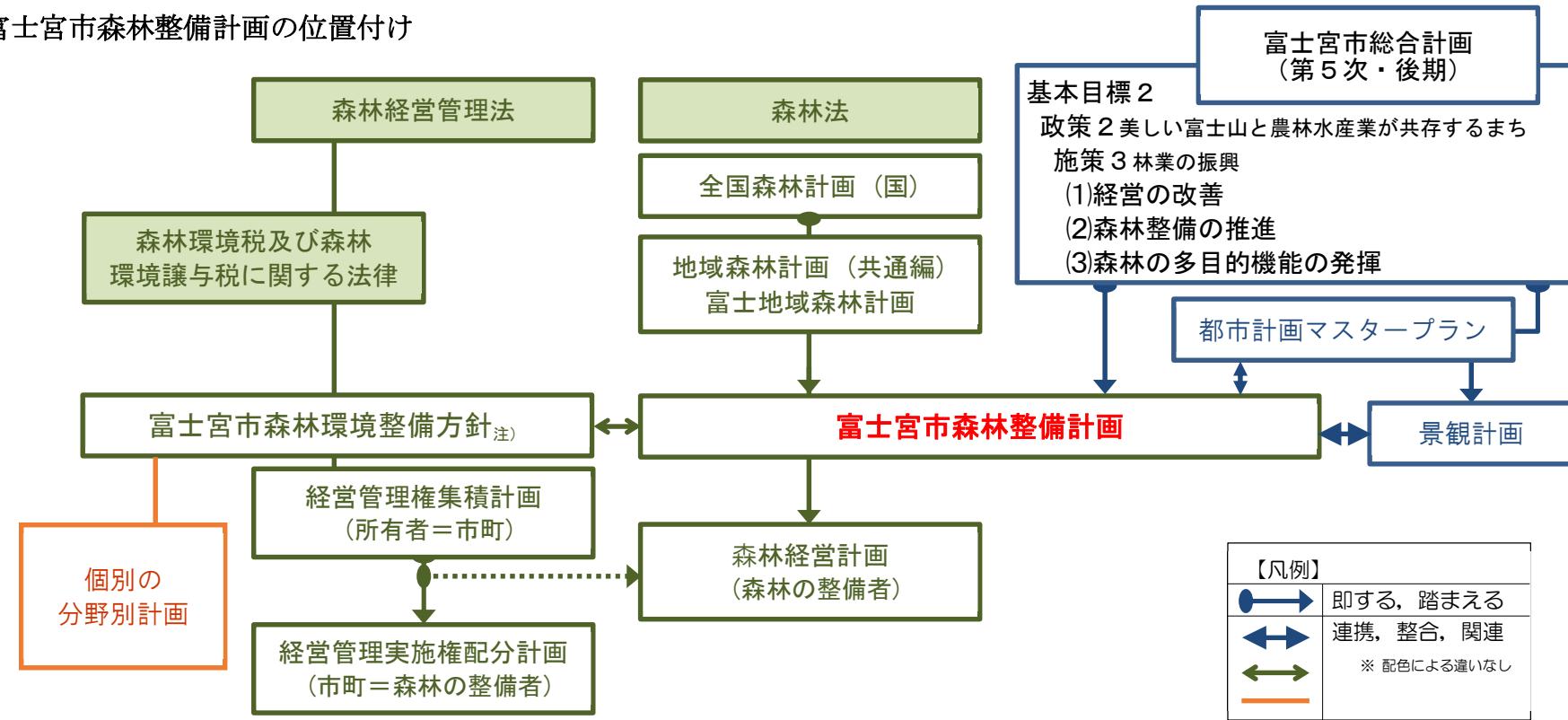


田貫湖



湧玉池
(富士山本宮浅間大社 (世界遺産))

■富士宮市森林整備計画の位置付け



■市町村森林整備計画の計画事項とその内容

計画事項	主な内容
I 富士宮市の森林の整備	森林整備の基本方針、機能別森林の区域、地域ごとの区域設定
II 森林整備の方法	施業方法に関する事項、委託を受けて行う施業に関する事項
III 森林の病害虫の駆除や保護に関する事項	病害虫の駆除や予防の方法、鳥獣被害対策の方法、林野火災の予防方法
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	保健機能森林の区域
V その他森林の整備に必要な事項	一体整備相当区域、その他必要な事項

目 次

I 富士宮市の森林の整備

1 森林の現状と課題	01
1-1 本市の都市特性	
1-2 森林の課題	
2 森林整備の基本方針	04
2-1 森林の機能と望ましい姿	
2-2 森林整備の基本的な考え方	
2-3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定	
2-4 その他必要な事項	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	18
3-1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進	
3-2 森林施業の共同化の促進	
3-3 林業に従事する者の養成及び育成・確保	

II 森林整備の方法

1 伐採に関する事項（法第10条の5第2項第2号）	19
1-1 伐採の方法	
1-2 標準伐期齢	
1-3 その他必要な事項	
2 造林に関する事項（法第10条の5第2項第3号）	23
2-1 人工造林に関する事項	
2-2 天然更新に関する事項	
2-3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
2-4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
3 保育・間伐に関する事項（法第10条の5第2項第4号）	29
3-1 保育の作業種別の標準的な方法	
3-2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法	
3-3 計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林	
4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	31
4-1 作業路網の整備に関する事項	
4-2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項（法第10条の5第2項第6号）	34
5-1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
5-2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	
5-3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
5-4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
6 森林施業の共同化の促進に関する事項（法第10条の5第2項第7号）	36
6-1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
6-2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
6-3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
7 その他森林整備に関する必要な事項（法第10条の5第3項第1号から第3号）	37
7-1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
7-2 林業機械の導入の促進に関する事項	
7-3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項	

8 伐採及び伐採後の造林の届出等について（法第10条の8から10）	39
8-1 伐採及び伐採後の造林をするとき	
8-2 伐採して森林以外の用途に利用するとき（森林の転用）	

III 森林の病害虫の駆除や保護に関する事項

1 森林の病害虫の駆除又は予防の方法等	41
1-1 森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法	
1-2 森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針	
2 鳥獣による森林被害対策の方法	42
2-1 鳥獣害防止森林区域の設定	
2-2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法	
2-3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法	
3 林野火災の予防の方法	43
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	43
5 不法投棄対策の取組み	43
6 その他必要な事項	44

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域	45
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	45
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	45
3-1 森林保健施設の整備	
3-2 立木の期待平均樹高	
4 その他必要な事項	46

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項	47
1-1 森林経営計画の記載内容に関する事項	
1-2 一体整備相当区域	
2 森林整備を通じた地域振興に関する事項	49
2-1 東京都港区との国産材活用の協定	
2-2 富士ヒノキの家・宮クーポン事業	
3 森林の総合利用の推進に関する事項	50
4 住民参加による森林の整備に関する事項	50
5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	50
6 その他必要な事項	51
6-1 施業の制限を受けている森林に関する事項	
6-2 森林の土地の保全に関して留意すべき事項	
6-3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項	
6-4 市有林の整備に関する事項	
6-5 良好的な森林景観の形成に関する事項	
6-6 鳥獣害防止対策事業	
6-7 富士宮市公共建築物への木材の利用	
6-8 林道を活用した森林の多目的利用	
6-9 ～林業祭～	

【添付図面】

富士宮市森林整備計画概要図
(現況図)
(区域及び施業種設定)
(一体整備相当区域)
(基幹路網)
基幹路網の整備計画

I 富士宮市の森林の整備

富士宮市の森林を理想的な森林に誘導させるためには、どうすればよいのか。森林が持つ多くの機能を発揮させるには、どの様なしくみや取組みが必要なのか。現在の森林・林業に関する課題は、多種多様化し産業のみならず環境などの見地からの検討も重要なとなっています。

本章は、現況と課題を踏まえて、森林の機能別の分類をして地域ごとに整理し、整備や保全の考え方をまとめています。

1 森林の現状と課題

1-1 本市の都市特性

1-1-1 本市の概況

本市は、世界文化遺産富士山の南西麓に位置し、恵まれた自然環境資源や歴史文化的資源により育まれた富士山本宮浅間大社を中心とした門前まちです。

人口約130千人、面積38,908ha、東から南にかけて富士市、西に静岡市、西から北にかけては山梨県に接し、太平洋沿岸地域と甲信越地域を結ぶ交通の要衝でもあります。

標高は3,776m（富士山頂）から35m（富士宮市山本）まで高低差日本一でもあります。

標高の高い地区や山間部では冬季に降雪がみられますが、市街地では四季を通じて寒暖の差が少なく、澄んだ空気と富士山からの豊富な湧水に恵まれ、非常に住みやすい環境となっています。

地形は富士山頂より急斜面で南下し、徐々に緩傾斜となり南端の平坦地に続く形状となっております。また、緩傾斜の山麓には、スギ・ヒノキ等の森林が広がっています。

中心市街地は、全国に多数ある浅間神社の総本宮である富士山本宮浅間大社が鎮座し、境内には富士山の伏流水が湧き出る湧玉池もあることから、旅行者や参詣者でにぎわいがあります。ちなみに、世界文化遺産富士山の構成資産（平成25年6月26日登録）は、静岡・山梨両県に25箇所あり、本市には6箇所の構成資産（富士山域、富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、人穴富士講遺跡、白糸ノ滝）があります。

さらに、全国に先駆けてフードバレー構想を打ち立てご当地グルメの代名詞ともなった『富士宮焼きそば』は、本市の知名度を全国区に押し上げました。

豊富な湧水を利用した「にじます」、「わさび」や朝霧高原の畜産酪農をはじめ市内各地で農林水産物を生産しており、第一次産業も盛んです。

一方、富士山麓には広大な森林があり、富士宮市及び周辺市町は、県内有数の木材生産地域となっています。

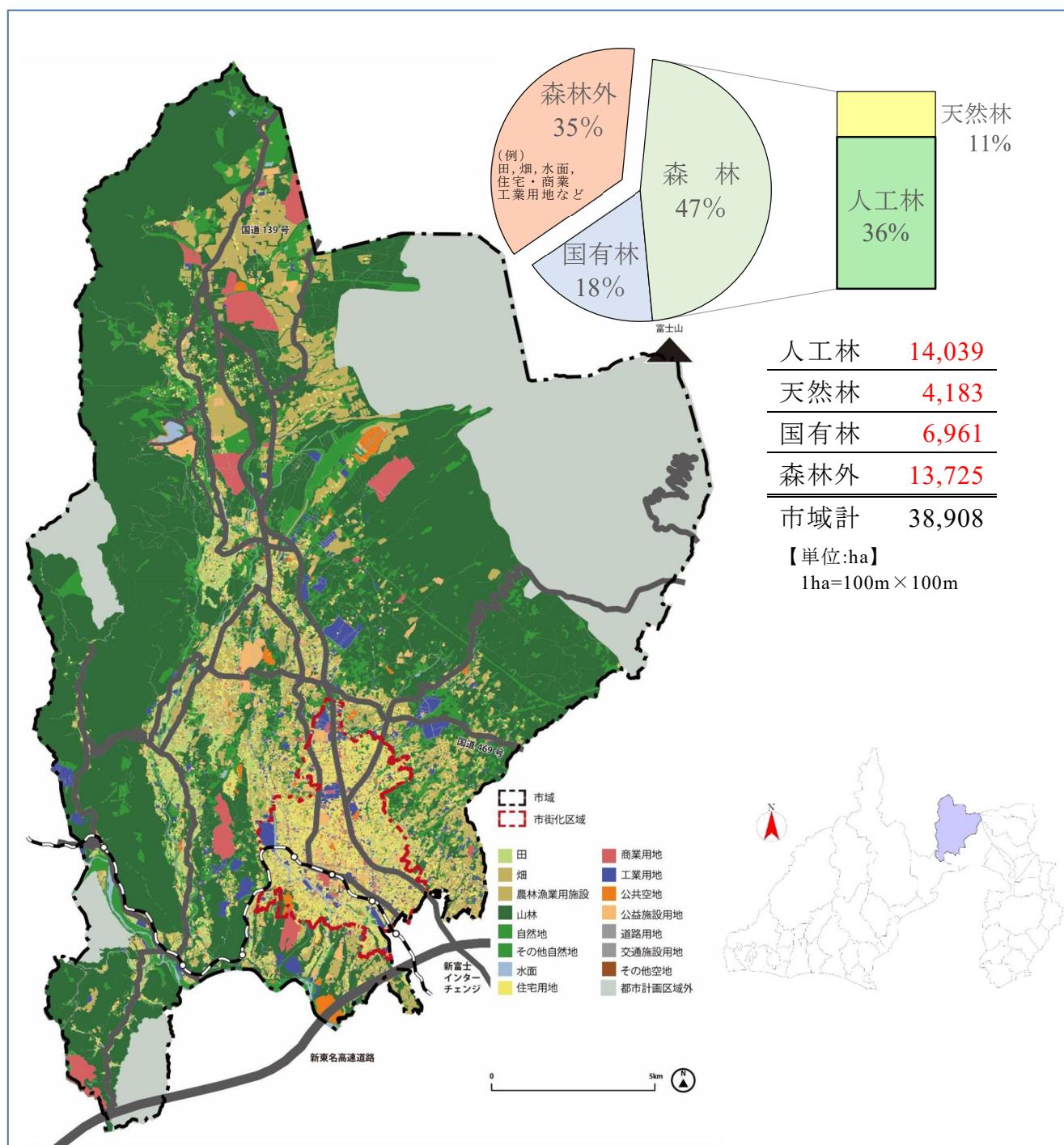
1-1-2 森林の概況

本市の森林面積は **25,183 ha** (市域面積の約 64%) あり、所有区分別に国有林が **6,961 ha**、民有林が **18,222 ha** (人工林 **14,039 ha**, 天然林 (竹林、未立木地等を含む) **4,183 ha**) です。なお、本計画の対象森林は民有林です。

本市の人工林の特徴として、スギとヒノキの割合ではヒノキが多いこと、林齢 40 年生以上の森林が 94% 以上を占めていることが挙げられます。

図 I-1 本市の土地利用現況図

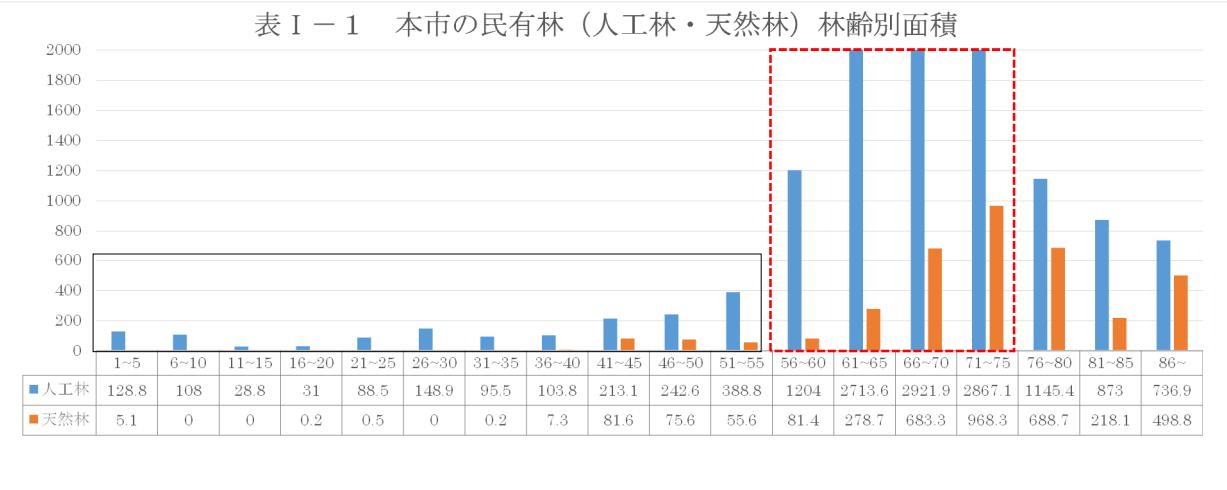
出典；平成 28 年度都市計画基礎調査、富土地域森林計画書



1-2 森林の課題

本市の人工林は林齢40年生以上が94%を占めていることが特徴的で、林齢を5年区分でまとめたとき、56～75年生の森林は1,000～3,000ha（赤色の破線）で推移し、55年生以下の森林はいずれも500ha（黒色の実線）に満たないことがわかります。

表 I - 1 本市の民有林（人工林・天然林）林齢別面積



上表より標準伐期齢（P22 表 II-3）以上の森林で構成されていることが、本市の森林の特徴です。今日、地球環境温暖化の抑制対策に注目が集まるなかで「持続可能な循環型の森林整備」を進めるためには、標準伐期齢に倣う経済性ある森林整備のほか、この特徴的な森林の効率効果的な整備も重要であります。

以上のことから、本市の森林の課題と取組み方針を次のとおりに整理します。

表 I - 2 森林の課題と整理

実態にみる課題	整理・取組み方針
森林を整備する意向や発意の低下	事業者によるきめ細かい森林経営の説明と造林補助事業の推進 ⇒施業地の集約化や列状間伐などによる経済的不安の解消
鳥獣類の食害	ハード事業（予防対策）・ソフト事業（未然防止対策）の実施 ⇒防止柵の設置・富士宮市鳥獣被害対策協議会による捕獲実施の促進
森林の整備に必要な道路施設の強化	集落間を結び、行き止まり型の道路の解消（新設・佐折～上稻子） ⇒利用区域 335ha, 蕎積 75,600 m ³ の利用化, 整備延長 L=6,262m
森林施業の検討時に生じる制約や問題	シームレスな経営計画の認定と施業の支援と促進 ⇒事前調整や情報共有により認定の高効率化と施業制限の軽減



食害対策
(予防対策)



食害対策
(未然防止対策)



列状間伐

2 森林整備の基本方針

2-1 森林の機能と望ましい姿

森林の持つ様々な機能は、「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の7つに分類することができます。

このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの機能は、人々の生活環境や周囲の自然環境に広く寄与することから「森林の公益的機能」と呼ばれ、それぞれの森林の機能とその機能の発揮の上から望ましい森林の姿を次のように表します（図I-2、表I-3）。

図I-2 区域設定のイメージ



出典；『地域森林計画書（各森林計画区共通編）』,静岡県,2022.4を基に加筆修正

表 I-3 森林の機能と望ましい森林の姿

名 称	働 き	望ましい森林の姿
木材等生産機能	木材等を生産する働きがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・林木の生育に適した森林土壤を有しています。 ・適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が大きい。 ・林道等の生産基盤が適切に整備されています。
公益的機能別森林	水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源を保持し、渇水を緩和とともに、洪水流量等を調節する働きがあります。 ・水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有しています。 ・下層植生とともに樹木の根が発達しています。
	山地灾害防止機能／土壤保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・自然現象等による土砂崩壊や土砂流出等の山地灾害の発生、その他表面侵食等、山地の荒廃を防止し、土地を保全する働きがあります。 ・樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れています。 ・適度な光が差し込み、下層植生が発達しています。 ・必要に応じて山地灾害を防ぐ施設が整備されています。
	快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・強風や飛砂、騒音等から生活環境を守り、快適な生活環境を形成する働きがあります。 ・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。
	保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供しています。 ・身近な自然として又は自然とのふれあいの場として適切に管理されています。 ・必要に応じて保健活動に適した施設が整備されています。
	文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成しています。 ・必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されています。
	生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林生態系を保持しています。 ・学術的に貴重な生物種が生育・生息しています。

2-2 森林整備の基本的な考え方

2-2-1 森林の機能別の区域設定の基準

森林の機能別の『はたらき』と『望ましい森林の姿』（表 I-3）を地域特性や地形などから特に発揮させたい機能の維持増進を図るために森林として区域分けしたものが下表のものになります（表 I-4）。

なお、本市におけるこの区分は、表 I-9 及び別添の概要図（区域及び施業種設定）のとおりです。

表 I-4 森林の機能別の区域

機能	森林の機能別の区域
木材等生産機能	木材等の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林 (以下、「木材等生産機能維持増進森林」)
水源涵養機能	水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林 (以下、「水源涵養機能維持増進森林」)
山地災害防止機能 土壌保全機能	山地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林 (以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」)
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林 (以下、「保健文化機能維持増進森林」)

2-2-2 森林施業の方法（施業種）

表 I-4 で定めた区域における施業の方法（以下、「施業種」という。）を表 I-5 に、施業種ごとの主伐の時期の下限を下表 I-6 にそれぞれ定めます。

表 I-5 施業の方法（施業種）

区 域	施 業 種	主 伐	間 伐
木材等生産機能維持増進森林	通常伐期	IIの第1に示す「伐採に関する事項」のとおりとします。	
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、標準伐期齢に10年加えた林齢以上とし、その下限を表 I-6 に示します。	IIの第3の2「間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法」に示すとおりとします。
山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林	長伐期	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、標準伐期齢の お おむね2倍の林齢以上とし、その下限を表 I-6 に示します。	

注) ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林では、表下段の施業種を適用する。

表 I-6 主伐の時期（伐期齢）の下限

施業種	樹種（林齢）						
	スギ	ヒノキ	テーダマツ	マツ類	その他針葉樹	コナラクヌギ	その他広葉樹
通常伐期	40	45	30	35	50	15	25
伐期の延長	50	55	40	45	60	25	35
長伐期	長伐期については、標準伐期の お おむね2倍の林齢以上						

注)・マツ類はクロマツ・アカマツ・カラマツを指します。

- ・その他広葉樹には、ケヤキ、ヤマザクラ、カエデを含むその他広葉樹を指します。
- ・標準伐期齢は、表 II-3 を参照

2-2-3 森林の整備・保全の考え方

森林の機能別の区域（表 I-4）における森林の整備及び保全の考え方は、下表のとおりとします（表 I-7）。

表 I-7 森林の整備・保全の考え方

区域	森林の整備・保全の考え方
公益的機能別施業森林	<p>木材等生産機能維持増進森林</p> <ul style="list-style-type: none"> 地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等生産機能が十分に発揮されるよう、計画的な伐採による木材の安定供給に努めます。 森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。 施業種は、「通常伐期」とします。
	<p>水源涵養機能維持増進森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム等利水施設の上流部においては、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。 下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進します。 施業種は、「伐期の延長」とします。
	<p>山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林</p> <ul style="list-style-type: none"> 山地災害の発生の危険性が高い森林では、土砂流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。 渓岸の侵食防止や山脚の固定等に必要な谷止や土留等の施設の設置を推進します。 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図ります。 施業種は、「長伐期」とします。
	<p>保健文化機能維持増進森林</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進します。 保健文化機能維持増進森林においては、間伐を繰り返し、自然力を生かした混交林に誘導します。 里山林については、生物多様性保全機能等を確保しつつ、適切な保育及び間伐を促進します。 施業種は、「長伐期」とします。

2-3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

2-3-1 区域設定の基本方針

森林の機能別の区域について、区域設定の基本方針を下表のとおり定めます（表 I-8）。

表 I-8 区域設定の基本方針

区域	区域設定の基本方針
木材等生産機能維持増進森林 〔特に効率的な施業が可能な森林〕	<ul style="list-style-type: none">林道等から近く緩傾斜でまとまりのある針葉樹人工林が多くの割合を占める森林を面的に設定します。長期かつ計画的な森林整備の意向や動向があり、施業の容易性や効果が期待される森林を候補地^{注)}とします。
公益的機能別施業森林	<ul style="list-style-type: none">富士山麓に点在する湧水地の水源となっている森林を面的に設定します。水源涵養保安林に指定されており、地域の用水源となっている森林を面的に設定します。
	<ul style="list-style-type: none">砂防指定地または土砂流出防備保安林に指定されており、山地災害の発生によって人命や人家等施設への被害のおそれがある森林を面的に設定します。
	<ul style="list-style-type: none">優れた自然環境や景観を有する田貫湖周辺地域の森林を面的に設定します。白糸滝に隣接する白糸自然公園周辺部の森林を面的に設定します。

注)・本計画では対象となる森林を設定するのではなく候補地（先進地）として扱うものとします。
・施業の容易性や効果は「富士宮市森林環境整備方針」を参考とします。

2-3-2 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

各地域において、期待される森林の機能を踏まえた目指すべき森林の姿は、次のとおりとします。

ア 天子山系に属する地域

天子山系に属する白糸、猪之頭、稻子地区は、明治時代よりスギ・ヒノキの造林が盛んに行われたため、齢級構成が他の地域と比べて高く利用可能な森林資源が豊富にあります。この成熟した森林資源を有効活用する計画的な森林整備が必要です。

林業に必要な木材生産機能を發揮させつつ水源涵養等の公益的機能を高めるため、林道等の社会基盤施設の整備とともに、間伐等の適切な森林施業を推進し、形質の良好な林木からなる森林を目指します。

また、田貫湖や白糸ノ滝周辺に広がる観光対象としての森林は、適切な森林整備を進めることで、観光対象資源としての醸成や森林景観の保全を目指していきます。

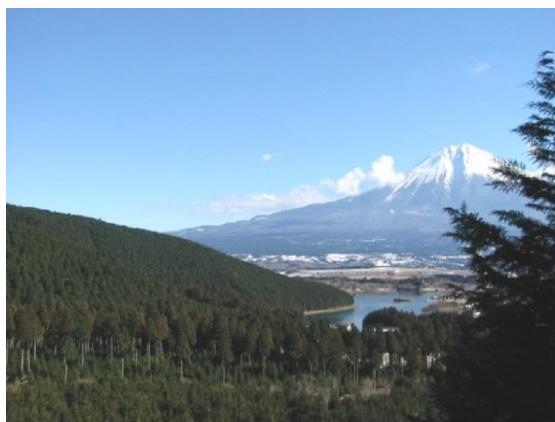


写真1 SGEC-PEFC認証の森林



写真2 地元材を利用した区民館

イ 富士山麓に属する地域

富士山麓に属する上井出、北山・山宮、村山、栗倉地域は、スギ・ヒノキの生産林が多いことから、林業に必要な木材生産機能の発揮に努めます。

また、富士山の南面に広がる我が国で唯一の森林であることから、他地域と比較して、木材生産・水資源かん養・国土保全・森林景観形成・生物多様性の維持などの機能が図れるよう推進します。



写真3 水源を涵養する森林



写真4 森林景観の演出例

ウ 安居山・羽鮈地域、西山・柚野地域

安居山・羽鮈地域及び西山・柚野地域は、里山景観の保全を図り、地域住民が参画している森林整備の持続可能な活動を促進します。

また、木材生産機能を発揮させつつ水源涵養等の公益的機能を高めるため、間伐等の適切な森林整備を推進します。

安居山・羽鮈地区の民家に近接している森林は、森林整備を促進して山地災害の防止を図ります。



写真5 里山の山林 (安居山)



写真6 里山の山林 (羽鮈)



写真7 田園と里山林 (柚野)



写真8 里山の山林 (柚野)

エ 内房地域

内房地域は、適切な森林整備と健全な竹林整備を促し『内房たけのこ』の生産活動を支援します。また、山地災害防止機能等の公益的機能を高めるため、間伐等の適切な森林整備と治山対策を推進します。



写真9 生産林としての竹林 (内房)



写真10 竹林と地山施設

図 I-3 地域の位置図

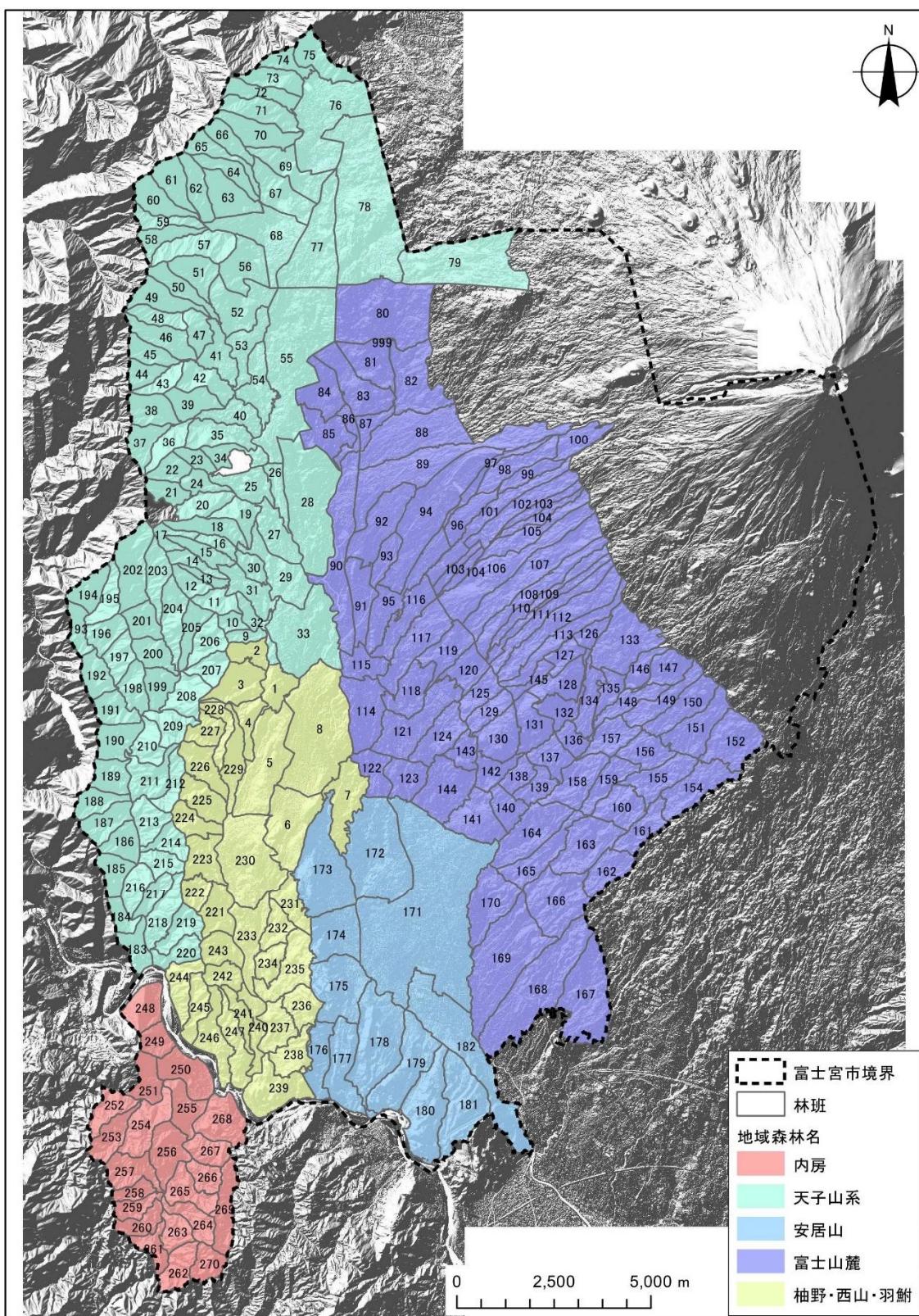


表 I-9 地域別の森林の区域

地域	機能区分				施業種	区域設定の考え方	面積 (ha)
	木材	水源	山地	保健			
天子山系に属する地域	○				通常伐期	古くからの林業地域であり、適正な森林整備により良質な木材生産を目指す区域。	887.54
	○	○			伐期の延長	木材生産機能を発揮させつつ、水源涵養等の公益的機能を高めるため間伐等の適切な森林整備を推進し、成長量の高い森林を目指す区域。	4,484.48
	○		○		長伐期	砂防指定地及び土砂流出防備保安林に指定され、下流域の災害防止を目指す区域。	2,092.69
	○			○	長伐期	田貫湖・白糸滝周辺で観光対象となる保健文化機能の高い森林を目指す区域。	104.24
富士山麓に属する地域	○				通常伐期	適切な森林整備により良質な木材生産を目指す区域。	863.67
	○	○			伐期の延長	豊富な森林資源の活用を図るため、効率的な森林整備の推進及び水源涵養等の公益的機能の増進を目指す区域。また、富士山麓の森林景観の保全を目指す区域。	5,144.28
	○		○		長伐期	砂防指定地及び土砂流出防備保安林に指定され、下流域の災害防止を目指す区域。	658.70
安居山・羽鮈地域 西山・柚野地域	○				通常伐期	適切な森林整備により良質な木材生産を目指す区域。	1,040.17
	○	○			伐期の延長	里山景観の保全を図り、水源涵養等の公益的機能を高めるため間伐等の適切な森林整備を目指す区域。	933.34
	○		○		長伐期	安居山・羽鮈地域の森林の保全を図り、下流域の山地災害防止に努める事をを目指す区域。また、砂防指定地及び土砂流出防備保安林に指定され、下流域の山地災害防止を目指す区域。	590.83
内房地域	○				通常伐期	適切な森林整備により良質な森林造成を目指す区域。	372.07
	○	○			伐期の延長	適切な森林整備とともに健全な竹林整備の推進及び水源涵養等の公益的機能を高める事をを目指す区域。	423.32
	○		○		長伐期	適切な森林整備とともに山地災害防止等の公益的機能を高める事をを目指す区域。また、砂防指定地及び土砂流出防備保安林に指定され、下流域の山地災害防止を目指す区域。	635.02

注) 機能区分は、表 I-4 で定めた森林の区域を示しています。

表 I-10 森林の区域（機能別）

区分	森林の区域（林班）								面積 (ha)	
木材等生産機能 維持増進森林	054 079 080 089 142 143 001～004 009～024 029～040 042～052 056～067 069～075 092～113 116～121 124～139 145～152 154～162 183～229 241～270								15,087.11	
[特に効率的な施業 が可能な森林]									0.00	
公益的 機能別 施業 森林	水源涵養機能 維持増進森林	018 019 023 035 036 046 047 056 057 079 080 083 087 142 143 238 266 267 269 270 001～004 011～016 029～032 038～043 050～052 059～067 069～076 095～113 116～121 124～139 145～152 154～162 186～219 221～229 234～236 256～262								
		009 031 057 058 063 075 079 080 089 133 163 182 192 193 196 202 203 211 217 220 235 237 010～025 035～038 043～051 090～094 174～179 185～190 213～215 222～229 241～243 245～251 253～259 262～270								10,985.42
		保健文化機能 維持増進森林								3,977.24
		25 33 ろ/は 34								104.24

注) 詳細な森林の所在は、付属の概要図（区域及び施業種の設定）を参照。
重複して指定している森林があるほか、森林の機能の維持増進を図る森林の設定をしない森林があるため、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しません。

表 I-1-1 森林の区域（施業種別）

施業の方法	森林の区域（林班）								面積 (ha)
通常伐期	33	68	77	78	81	82	88	90	3,163.45
	91	114	115	122	123	140	141	144	
	220	239	240	244	245				
	5～	8	26～	28	53～	55	84～	86	
	163～173	177～185	230～	233	251～255				
伐期の延長	18	19	23	35	36	46	47	56	10,985.42
	57	79	80	83	87	142	143	238	
	266	267	269	270					
	1～	4	11～	16	29～	32	38～	43	
	50～	52	59～	67	69～	76	95～	113	
	116～121	124～139	145～152	154～162					
長伐期	186～	219	221～229	234～236	256～262				4,073.69
	9	31	33	ろ/は	34	57	58	63	
	75	79	80	89	133	163	182	192	
	193	196	202	203	211	217	220	235	
	237								
	10～	25	35～	38	43～	51	90～	94	
計	174～179	185～	190	213～215	222～229				18,222.56
	241～243	245～251	253～259	262～270					

注) 詳細な森林の所在は、付属の概要図（区域及び施業種の設定）を参照。

2-4 その他必要な事項

2-4-1 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

急傾斜地で下流域に災害の発生が予想される森林は、早急な植樹や植生基盤の整備等により裸地化の縮小・分散を図るものとします。

2-4-2 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」を次のとおり定め、これらの森林のうち荒廃した森林では、静岡県森の力再生基金条例（平成18年静岡県条例第19号）第2条に規定する事業を実施し、針広混交林化又は樹種の多様性増進を図るものとします。

ア 特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な伐採を行います。

この森林の整備・保全の考え方を表I-1-2のとおり定めます。

イ 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行います。

この森林の整備・保全の考え方を表I-1-2のとおり定めます。

表I-1-2 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林の整備・保全の考え方

種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none">伐採方法は、主伐又は間伐とし、列状又は群状の伐採を基本とします。伐採率は、材積換算でおおむね35%とします。
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none">広葉樹林等を対象とする伐採方法は、主伐又は間伐とし、伐採率は、材積換算でおおむね50%以内とします。竹林を対象とする伐採方法は、皆伐による樹種転換を原則とします。

2-4-3 竹林の取扱い

放置された竹林が周辺の森林や農地に及ぼす影響に鑑み、竹林の取扱いを表I-13のとおり定めます。

表 I-13 竹林の取扱い

管理の目的	整備・保全の考え方	
資源として整備、利用	<ul style="list-style-type: none"> ・たけのこ、竹材の生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産目的に合わせた適正管理を推進します。 ・生産、流通、加工体制の整備を進めます。 ・利用技術の開発、バイオマス利用を支援します。
竹林として整備、保全	<ul style="list-style-type: none"> ・竹林景観、文化、環境形成機能等の保全 ・竹林の防災機能の活用 ・憩いの場、教育の場等として活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的に合わせた適正管理を推進します。 ・管理体制の整備及び管理する人材の育成を推進します。 ・体験教育等の機会を創出します。
竹林としてではなく、森林の保全・再生を優先	<ul style="list-style-type: none"> ・森林景観及び環境の保全 ・ふれあいの場、体験教育の場等として活用 ・防災機能等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・竹林の拡大防止を図ります。 ・袖野地区にあっては地元NPOによる広葉樹林化を促進します。 ・ふれあい、体験教育等の機会を創出します。 ・地域住民やNPO等との協働による森林づくりを推進します。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定めます。

3-1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業経営体等や地域の中核となる森林所有者が、周辺の森林所有者らの森林の経営も受託するなどして、面的にまとまった森林を対象に、林道路網の整備や利用間伐などの効率的な森林施業を実行することに対して支援をします。

3-2 森林施業の共同化の促進

林業経営体等の関係機関と連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林施業の共同化を促進します。また、森林経営計画の作成や、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結を促進します。

3-3 林業に従事する者の養成及び育成・確保

効率的な木材生産を図るため、森林技術者や森林施業プランナー等の人材の育成を支援します。

また、就業前の情報提供や就業支援講習会等により新規就業の促進を図るほか、雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援することにより、林業従事者の定着を図ります。

II 森林整備の方法

1 伐採に関する事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 2 号)

1-1 伐採の方法

1-1-1 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表 II-1 のとおり定めます。

表 II-1 立木竹の伐採の方法

区分	指針	
作業種	伐採種	
主 伐 (更新を 伴う伐採)	皆 伐	<ul style="list-style-type: none">・主伐のうち、択伐以外のもの。・気候、地形、土壤等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことと配慮して行うもの。 適切な伐採区域の形状 1箇所あたりの伐採面積の規模 伐採区域のモザイク的配置・伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20ha ごとに保残帯を設け、適確な更新を図るもの。
	択 伐	<ul style="list-style-type: none">・主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。・森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。・適切な伐採率とは、材積率 30%以下とします。 ただし、伐採後に人工造林を行う場合には 40%以下とします。
間 伐 (更新を伴わ ない伐採)	立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採して行うものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの。	

1-1-2 伐採（主伐）の標準的な方法

伐採（主伐）の標準的な方法を、表 II-2 のとおり定めます。

表Ⅱ-2 伐採（主伐）の標準的な方法

区分	指 針
共通事項	<p>適正な伐採とは、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものといいます。</p> <p>適正な伐採を行うための基本的な指針は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することができないよう、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとします。 ・林地の保全及び公益的機能を考慮し、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとします。 ・伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとします。 ・対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。 ・野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとします。 ・『主伐時における伐採・搬出指針の制定について』（令和3年3月16日2林整整第1157号林野庁長官通知）、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等を踏まえ、林地保全に努めるものとします。
育成単層林	<p>育成単層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆伐は、気象、森林生産力及び病虫獣害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとします。 ・更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行う。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11月から3月に伐採するものとします。 ・育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とします。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとします。 ・伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齢等の多様化、長期化に考慮して行うものとします。 ・林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとします。

表Ⅱ-2 伐採（主伐）の標準的な方法（続き）

区分	指 針
育成複層林	<p>育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に發揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 伐採の方法は、材積率 70%以下の伐採を基本とします。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率 70%以上の伐採も行えるものとします。
天然生林	主伐にあたっては、育成単層林及び育成複層林の項目に準じます。

【用語説明】

育成単層林

森林を構成する林分を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林です。

例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林です。

育成複層林

森林を構成する林分を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林です。

例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林です。

天然生林

主として天然力を活用することにより成立させ、維持される森林で、例えば天然更新による、シイ・カシ・シラビソ等からなる森林です。なお、「主として天然力を活用」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること又はぼう芽により樹木が生育することを指します。

1-2 標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表Ⅱ-3のとおり定めます。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもつて伐採を義務付けるものではありません。

表Ⅱ-3 標準伐期齢

地区	樹種（林齢） 【単位=年】						
	スギ	ヒノキ	テーダ マツ	マツ 類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
全域	40	45	30	35	50	15	25

注)・マツ類は、クロマツ、アカマツ、カラマツを指します。
・その他広葉樹は、ケヤキ、ヤマザクラ、カエデ等を指します。

1-3 その他必要な事項

高齢級のテーダマツについては、風倒害のリスクを考慮し、必要に応じて伐採を検討するものとします。

2 造林に関する事項

(法第10条の5第2項第3号)

2-1 人工造林に関する事項

2-1-1 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表II-4のとおり定めます。

表II-4 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、サクラ（カスミザクラ、オオシマザクラ）、カエデ
早生樹種
キリ、センダン、 テーダマツ

- ・スギやヒノキ等の苗木は、成長に優れたエリートツリーをはじめとする花粉の少ない苗木の植栽に努めることとします。
- ・クロマツやアカマツは、マツノザイセンチュウに対する抵抗力のあるものが望ましい。
- ・テーダマツの植栽においては、風倒害のリスクが高い場所や、貴重な動植物・生態系が確認されている場所を避けることとします。

2-1-2 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表II-5に定めます。

表II-5 人工造林の標準的な植栽本数

【単位=本/ha】

樹種	仕立て の方法	標準的な植栽本数 ^{注)}	備考
スギ	中仕立て	3,000～3,500	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	中仕立て	3,000～3,500	
	疎仕立て	2,000	
テーダマツ	中仕立て	2,500	
マツ類 ^{注)}	中仕立て	3,000	
広葉樹	中仕立て	3,000	

注)・マツ類は、クロマツとアカマツ、カラマツを指します。

- ・標準的な植栽本数の上限を超える本数を植栽しようとする場合は、農業政策課と協議の上、適切な植栽本数を決定します。
- ・現地状況や地形等を考慮し、上記の本数での植栽が困難な場合には、1,000 本/ha を下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を

減じることができます。ただし、この場合にも、農業政策課と協議の上、適切な植栽本数を決定してください。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表II-6に定めます。

なお、人工造林の実施にあたっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林を連続して行う一貫作業システムの導入等の効率的な造林、成長に優れたエリートツリーモードの活用や低密度植栽などによる「低コスト主伐・再造林」を推進する。また花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉の少ない苗木の植栽に努めるものとします。

ただし、奥山等のため継続的な資源の循環利用が困難な場合などは、スギ・ヒノキ以外の樹種への転換に努めることとします。

表II-6 人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法	
	育成単層林	育成複層林
地拵え	植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理します。 気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意します。	—
更新	原則として植栽とします。 植付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を考慮して方法を定め、適期に実施します。	原則として樹下植栽とします。 隣接して広葉樹林が残存している場合には、周辺林地からの種子供給等による天然下種更新を考慮することができます。 植栽する本数は、表II-5に示す標準的な植栽本数に、上層木の立木の伐採率を乗じた本数以上とするよう留意します。

2-1-3 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林により更新を図る森林の伐採跡地においては、森林の多面的機能の維持及び早期回復を図るため、次頁の表II-7に定める期間内において更新を完了するものとします。

表II-7 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択伐 (伐採率40%以下)	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

2-2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行います。

2-2-1 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表II-8のとおり定めます。

表II-8 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種	
天然更新対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、テーダマツ、カラマツ、モミ、ヤシャブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキカラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキアオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチハリギリ、ヒメシャラシナノキ、サワグルミ
ぼう芽による更新が可能な樹種	イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ

注)「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林（根元直径40cm以上、おおむね80年生以上）は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとします。

2-2-2 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表II-9に定め、天然更新すべき立木の期待成立本数を表II-10に定めます。

また、天然更新に当たっては、必要に応じて表II-11に定める天然更新補助作業を推奨するものとする。併せて、シカ等の食害が予測される地域では、必要に応じて防護柵等による食害防止対策を推奨するものとします。

表II-9 天然更新の標準的な方法

区分	標準的な方法
天然下種更新	種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新。天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上で行い、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととします。
ぼう芽更新	根株からの発芽（ぼう芽）、成長によって図られる更新。ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、芽かき又は植込みを行うこととします。

表II-10 天然更新すべき立木の期待成立本数

区分	本数【本/ha】
期待成立本数	6,000

表II-11 天然更新補助作業

補助作業	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こしや枝条整理等を行います。
刈出し	ササ等の下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行います。
植込み	天然に発生した稚樹の生育状況等を考慮し、天然更新の不十分な箇所においては、必要な本数を植栽します。
芽かき (ぼう芽整理)	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数4～5本を目安としてぼう芽整理を行います。 2回目は4年目に実施し、1株当たりの仕立て本数は2～3本とします。

2-2-3 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の発揮のためには、伐採跡地を早期に森林に回復する必要があります。そのため、天然更新を図る森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、天然更新を完了させるものとします。

2-2-4 天然更新完了の確認

天然更新を図る森林においては、皆伐後5年以内に次に定める手順により更新状況の確認調査を行います。

ア 確認調査の方法

- ・調査の時期は、伐採後5年以内とします。
- ・調査方法としては、目視又はプロット調査により判断します。
- ・目視による判断がつかない場合には、プロット調査を行います。

プロット調査及び方法【参考】

5 m × 5 m を調査マスとする 調査数は2箇所以上とする	
調査地の設定	<ul style="list-style-type: none">・調査対象地の地形などを考慮して平均な箇所を設定・後継樹^{注)}の発生状況が均一でない場合は、区分け調査
調査方法	調査マス内の立木の樹種名と生育本数を調べる
完了の基準	「イ 天然更新完了の基準」による

注) 後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種を指します。

イ 天然更新完了の基準

天然更新の完了基準を表II-12のとおり定めます。

表II-12 天然更新の完了基準

項目	基 準
完了の基準	<ul style="list-style-type: none">・天然更新すべき立木(表II-8で定める樹種で樹高が2m以上のもの)の本数が、期待成立本数の3割以上で、かつ均等に生育している状態・プロット調査においては、すべてのプロットが基準を満たしていること
天然更新すべき立木の本数の下限値	<ul style="list-style-type: none">・期待成立本数の3割 (=1,800本/ha)・ただし、予め生育環境が悪い条件が判明しており、基準を満たすことが困難な場合、伐採前の森林や周辺の森林を参考に1,000本/haにできるものとします。

ウ 基準を満たしていない場合の対応

確認調査の結果、天然更新の完了基準を満たしていない場合には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年以内に、天然更新補助作業を実施して天然更新を完了させる又は植栽を行うものとします。

2-3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新に必要な母樹やぼう芽更新に適した立木の有無、林床の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、畿央の主伐箇所における更新状況、その他の自然条件および森林の早期回復に対する社会的要請等を考慮して、伐採後の適確な天然更新が期待できないと認められ、植栽によらなければ適確な更新の基準を次のとおり定める。

- ・周囲 100m 以内に十分な母樹が存在しない。
- ・林床に更新樹種の稚樹・実生が確認できない。
- ・獣害リスクが高い。
- ・下層植生が過度に繁茂している。
- ・地形的に種子散布が期待できない。

(2) 植栽によらなければ適格な更新が困難な森林の所在

5 ha 以上の皆伐予定地で(1)の基準に該当する場合は、植栽を原則とする。

2-4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林命令の基準

法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとします。

ア 人工造林の場合

人工造林の場合は、表 II-4 に定める樹種とします。

イ 天然更新の場合

天然更新の場合は、表 II-8 に定める樹種とします。

2-4-2 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数は、6,000 本/ha とします。

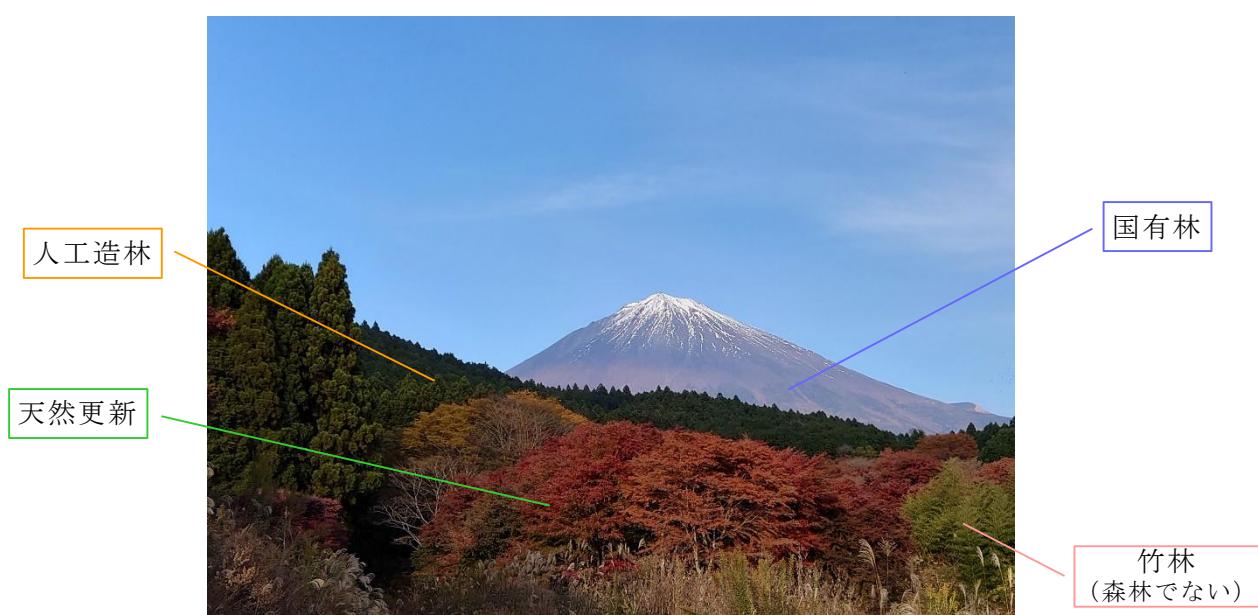


写真 11 人工造林と天然更新（イメージ）

3 保育・間伐に関する事項

(法第10条の5第2項第4号)

保育及び間伐は、森林の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法等を次のとおり定めます。

3-1 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種とその標準的な方法を表II-13のとおり定めます。

表II-13 保育の標準的な方法

種類	樹種	実施林齢及び時期等
下刈り	スギ・ヒノキ及び表II-4で定める樹種	林齢：10年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施するものとするが、状況に応じて、回数の削減や実施期間の短縮に努める 時期：6～7月頃を目安
つる切り	スギ・ヒノキ及び表II-4で定める樹種	林齢：つるが繁茂する状況に応じて実施 時期：下刈及び除伐時
除伐	スギ ヒノキ	時期：下刈り終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時
枝打ち	スギ ヒノキ	林齢：枝下直径が7cmになった時に実施 方法：直径5～6cmのところまで実施 「目標とする材長+0.5m」の高さまで実施 時期：11月～2月上旬頃
その他	—	造林地の野生動物による食害対策として、忌避剤の塗布や防護柵の設置、捕獲等を実施

3-2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐の標準的な方法は、下表のとおりとします（表Ⅱ-14）。なお、静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターが作成したスギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラム（『新・システム収穫表』エクセルファイル）を利用することで簡単に収穫予測を行うことができます。

表Ⅱ-14 間伐の標準的な方法

項目	指針
間伐の時期	間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とします。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度10分の8以上とします。 間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数(Ry) ^{注2} 」を用いるものとし、その値を表Ⅱ-15に定めます。 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表Ⅱ-16に定めます。
間伐率 間伐回数	間伐率と回数は、新・システム収穫表などを利用して林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を考慮して定めます。 材積による伐採率の上限は35%を標準とします。 5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とします。
選木の方法	選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択します。 保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木等を選定することを原則としますが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮します。 8齢級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とします。
その他	原木のほか利用可能な森林資源の活用を促進します。 地形上、風衝地となる場所は、風倒害に留意した間伐を行います。

表Ⅱ-15 収量比数

樹種	収量比数
スギ	0.85
ヒノキ	0.85

表Ⅱ-16 平均的な間伐の実施時期の間隔

区分	間伐の実施時期の間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	15年

3-3 計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林

本計画の計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林は、森林経営計画が策定されていない林小班面積が0.5ha以上の森林であり、20年生から標準伐期齢未満では過去5年以内、標準伐期齢以上では過去10年以内に間伐の履歴が確認できない、又は履歴が不明な森林とします。

4 作業路網その他森林のために必要な施設の整備に関する事項

森林整備や木材生産のためには、基盤となる林道や作業道の維持管理が必要です。そのため、管理者は良好な状況に保つための管理を行い、災害時には迂回路機能の発揮に努めます。

4-1 作業路網の整備に関する事項

ここでは、森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示します。作業路網については表II-17に定義します。

表II-17 作業路網の区分と定義

区分	定義
林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるもの。
林業専用道	主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車(10t積程度のトラック)や林業用車両(大型ホイールタイプフォワーダ等)の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。
森林作業道	森林作業のために特定の者が利用し、主として林業機械(トラックを含む)の走行を予定するもの。

4-1-1 作業路網の密度に関する事項

低コストで効率的な森林施業を行えるように、施業を一体的に行う森林については、森林の傾斜区分ごとに作業システムと作業路網の密度を下表のとおりとします(表II-18)。

表II-18 作業路網の密度

傾斜区分	作業システム	路網密度	
		うち基幹路網	
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	110m/ha以上	30~40m/ha以上
中傾斜地 (15~30°)	車両系	85m/ha以上	23~34m/ha以上
	架線系	25m/ha以上	
急傾斜地 (30~35°)	車両系	60m〈50m〉/ha 以上	16~26m/ha以上 ※〈〉書きは広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する路網密度である。
	架線系	20m〈15m〉/ha 以上	
急峻地 (35°~)	架線系	5m/ha以上	5~15m/ha以上

4-1-2 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の開設にかかる留意事項

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表II-19に示す規格（林道規程）とし、林業専用道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとします。

表II-19 基幹路網の規格・構造

区分		規格 (林道規程)		車道幅員	通行車両
林道	森林基幹道 森林管理道 森林施業道	第1種 及び 第2種	自動車道1級	4.0m(3.0m)	一般車両 林業用車両
			自動車道2級	3.0m	
		第2種	自動車道3級	2.0m	
林業専用道		第2種	自動車道2級	3.0m	林業用車両 (10t積トラック)

※第1種：セミトレーラーを設計車両とするもの

※第2種：普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画は下表のとおりとします（表II-20）。詳細な計画は、別紙及び付属の概要図によります。

表II-20 基幹路網の整備計画

整備計画	路線数	延長又は箇所数
森林管理道の開設	2路線	1.6km
林道の改良（拡張）	18路線	42箇所
林道の改良（舗装）	7路線	14.5km

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

4-1-3 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意事項

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表Ⅱ-21に示す車両の通行と繰り返しての使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とします。

また、森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとします。

表Ⅱ-21 森林作業道の規格

区分	幅員	通行車両（林業用車両）
森林作業道	全幅員 2.5m以上	車両系林業機械又はトラック
	全幅員 2.5m未満	車両系林業機械（車体幅 2.0m程度）

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理します。

4-1-4 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

表Ⅱ-20に掲げる計画に沿って、基幹路網の整備を推進していきます。

また、林道等の基幹路網から200m以内で、傾斜が35度未満の森林は木材生産に適しており、こうした森林においては、細部路網の整備を推進し、利用間伐等による木材生産を促進していきます。特に、表Ⅱ-20に掲げた計画期間内に整備する基幹路網の周辺の森林を路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進していきます。なお、路網整備等推進区域は、表Ⅱ-22のとおり定めます。

表Ⅱ-22 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
佐折・上稻子地区	208ha	天子ヶ岳線	1,400m	①	上稻子地区分
精進川地区	31ha	萩の久保線	200m	②	

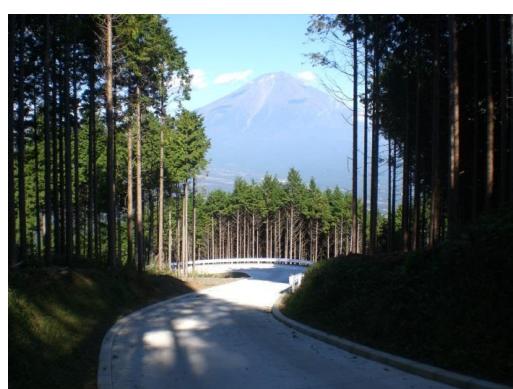


写真12,13 基幹路網の整備（佐折地内）

4-2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 (法第10条の5第2項第6号)

5-1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市の森林所有形態は、10ha未満の所有者が約4割です。

のことから効率的な森林施業するためには、隣り合う森林所有者らの受託を受けて集約化された森林の確立が必要となります。

森林所有者には、林業経営体に委託することを促進し、林業経営体には、集約化に向けた森林情報の提供と森林経営計画の促進を図っていきます。

5-2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

集約化された森林施業や計画的な路網整備等に取組む林業経営体に、必要な情報の提供・助言・指導、その他の援助に努めます。また、すでに森林経営計画の認定を受けた者がその計画変更の意向があるとき、事前調整と内容共有に努めてスムーズな計画承認とシームレスな施業の促進を図っていきます。

なお、森林情報の精度向上にも努めます。

5-3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、森林経営計画を作成するにあたっては、森林所有者と次の権原が付与された契約（以下「森林経営委託契約」という。）を締結する必要があります。

なお、すでに、森林所有者と長期施業受委託契約を締結している場合であっても、森林経営計画を作成するにあたっては、「森林経営委託契約」の締結が必要であることから、現行の契約内容を確認し、必要に応じて新規契約や変更契約を行うものとします。

- ① 造林、保育及び伐採に必要な育成権原
- ② ①に基づき伐採した木竹の処分権原
- ③ 森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

5-4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が、森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を検討します。この制度により森林所有者から経営管理権を取得した場合は、林業経営に適した森林については民間事業者に経営管理実施権を設定して再委託を行い、また、林業経営に適さない森林については、必要に応じて森林環境譲与税等を活用して本市が直接森林整備を行うことにより、適切な森林の経営管理を推進します。また、地域の関係者の協議により集約化構想を作成し、林業経営体への権利設定を迅速に行うことを検討します。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意します。

森林経営計画策定地内の施業状況



作業路開設



伐採作業



造材作業

【造材；ぞうざい】 processing

伐倒した樹木の枝を払い、これを切断（玉切り）して素材（原木）生産する作業。



集材作業

【集材；しゅうざい】 yarding

立木を伐採したあとに散在する伐倒木や造材を運搬しやすい地点（土場；どば wood yard）に集めること。

土場から木材市場などに輸送することを運材（うんざい logging）といいます。

6 森林施業の共同化の促進に関する事項

(法第10条の5第2項第7号)

6-1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等の間で、施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことをいいます。

森林施業の共同化を促進するために、一体として行う森林施業に適した森林を抽出するとともに、その森林所有者等の間で森林施業の集約化のための合意形成が図られるよう促進します。

6-2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

集落あるいは一体として行う森林施業に適した森林の所有者等に呼びかけ、森林施業に関する話し合いの場を創出し、森林施業の共同化を図ります。

また、啓発及び普及活動を行い、当該森林所有者等に対して施業実施協定への参画を促します。

6-3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者（以下、「共同施業実施者」といいます。）が、森林経営計画を作成するにあたっては、次の事項の明記を求めます。

- ① 共同して行う森林施業及び保護の種類並びにその実施方法
- ② 作業路網その他施設の設置及び維持管理の方法
- ③ 共同施業実施者の一人が、上記①又は②により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、施業の共同実施の実効性を担保するための措置

7 その他森林整備に関する必要な事項

(法第10条の5第3項第1号から第3号)

7-1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

7-1-1 森林技術者の能力の向上

林業経営体等に雇用された技術者を対象に、国や県の人才育成にかかる支援の利用等を促し、経験年数に応じた技術、知識、能力の習得を図り、効率的な木材生産を担う森林技術者の育成を促します。

7-1-2 効率的な木材生産のためのプランナーの育成

林業経営体等の職員を対象に、効率的な木材生産に必要な計画を作成する知識の習得を促し、森林施業プランナーの育成を促します。

7-1-3 林業への新規就業促進

林業への就業に关心がある者を対象に、国や県の人才確保に係る支援の利用等を促し、林業への新規就業を促進します。

7-1-4 森林技術者の就労環境の向上

林業経営体等を対象に雇用環境の改善や労働安全の取組を促し、森林技術者の就労環境を向上します。

林業従事者の通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価を促します。

7-1-5 しいたけ生産者の育成

地域のしいたけ生産者を対象に、品質適正表示や認証取得を促進するとともに、鳥獣害対策、生産技術向上のための品評会、消費拡大PR活動などを支援します。

また、新規参入者への研修実施を支援します。

7-2 林業機械の導入の促進に関する事項

地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表II-23をモデルとする低コスト生産システムの構築を目指します。また、低コスト生産システムの構築に不可欠な、高性能林業機械の導入やオペレーターの育成、林業労働災害の防止等については、国や県、林業・木材製造業労働災害防止協会等の支援事業等を積極的に利用していきます。

表 II-23 作業システムのモデル

システム	傾斜	最大到達距離 (m)		伐採	木寄せ 集材	枝払い 玉切り	運搬
		基幹路網 から	細部路網 から				
車両系	緩	150~200	30~75	ハーベ스타	グラップル	ハーベ스타	フォワーダ トラック
	中	200~300	40~100	ハーベ스타 チェーンソー	グラップル	ハーベ스타 プロセッサ	フォワーダ トラック
	急	300~500	50~125	チェーンソー	グラップル ワインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック

7-3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材関連業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを関係者が一体となって着実に進めます。

林産物の利用の促進のために必要な施設について、表 II-24 に現状を示します。

表 II-24 林産物の利用の促進のために必要な施設

区分	施設の種類	現 状			整備計画		
		位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号
加工	製材所	外神ほか 5	3,250 m ³	1			
	プレカット工場	山宮ほか 1	41,600 m ³	2			
	合板工場	富士市	132,000 m ³				
販売	木材共販所	富士市	88,840 m ³				

III 森林の病害虫の駆除や保護に関する事項

1 森林の病害虫の駆除又は予防の方法等

1-1 森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法

本市は、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努めます。特に、ナラ枯れ被害対策については、表III-1に示す方針に則って適切に行います。

なお、森林病害虫等の蔓延により緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合には、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

表III-1 ナラ枯れ被害対策方針

項目	方針
ナラ枯れ被害対策	地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な防除を推進します。

1-2 森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針

森林病害虫による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などのため、森林所有者を始め、地域住民への呼びかけを行い、森林病害虫の被害木等の情報収集に努めます。



写真 14, 15 被害調査と周知の一例

2 鳥獣による森林被害対策の方法

2-1 鳥獣害防止森林区域の設定

森林生態系基礎調査の結果等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下、鳥獣害防止森林区域という。）を表III-2に定めます。

表III-2 鳥獣害防止措置をすべき森林の区域

対象鳥獣の種類	森林の区域				面積 (ha)
ニホンジカ	2 林班 5 林班 40 林班 41 林班 164 林班 178 林班 233 林班 268 林班 9 ~ 21 林班 25~ 35 林班 45~113 林班 126~128 林班 131~139 林班 145~152 林班 154~161 林班 183~188 林班 192~197 林班 200~207 林班 212~230 林班 242~244 林班				12,639.16

2-2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域の人工林においては、表III-3に定める方法により、鳥獣害の防止のための措置を実施するものとします。

なお、実施にあたっては、鳥獣保護管理法に基づいて県が定める第二種特定鳥獣管理計画及び鳥獣被害防止特別措置法に即して本市が作成した「富士宮市鳥獣被害防止計画」に沿って行うものとします。

表III-3 鳥獣害の防止の方法等

対象鳥獣の種類	鳥獣害の防止の方法等
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none">鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護又は捕獲とし、これらを単独又は組み合わせて実施します。植栽木等の保護は、防護柵や筒状食害防止材、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とします。防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行います。捕獲は、わな捕獲（くくりわな、囲いわな等）、銃器等により行います。

2-3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

鳥獣害防止森林区域外の森林においても、鳥獣害防止施設の設置等による鳥獣害の防止に努めるものとします。

なお、鳥獣害の防止の方法等は、「Ⅲ編 2-2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法」に準じるものとします。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行います。

- ① 初期消火器材の配備を進めるとともに、山火事発生の未然防止に努めます。
- ② 林業従事者に対して、火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への意識を啓発します。
- ③ 林野火災注意報の発令時には、火の使用の制限の努力義務の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用の制限に従うよう努めることを周知します。
- ④ 林野火災警報の発令時には、火の使用の制限の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用制限を徹底することを周知します。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除については、伐倒駆除等の処理を基本とします。やむを得ず火入れを実施する時は、「富士宮市火入れに関する条例」に基づき実施し、林野火災や周辺への延焼等の災害の発生に繋がらないよう安全管理に十分配慮して行うものとします。

5 不法投棄対策の取組み

本市は、平成10年度に『富士山麓環境パトロール隊』を発足させ、監視活動に取組んでいます。

これは、廃棄物の不法投棄の防止及び自然環境の保全を図ることを目的に、市内を6地区に分けて毎週1回ペース(約40日程度)の活動を行っています。



写真 16 活動状況



写真 17 不法投棄の一例

6 その他必要な事項

森林病害虫及び山火事等を未然に防止するとともに、森林巡視等に役立てるため、防火林道（出火時に消防自動車が消火活動をするための道）及び標識等の設置を推進します。

また、台風等による造林木の風倒害が発生している森林の施業については、細心の注意を払って行うよう指導します。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林を保健機能森林として定め、その森林の区域を表IV-1に示します。

表IV-1 保健機能森林の所在

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)							備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	未立木地	竹林	その他		
田貫湖 白糸ノ滝	25 33 ろ/は 34	104.24	87.39	16.7	0.11	0.04			

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林における施業の方法は、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持・誘導することを基本とし、表IV-2のとおり定めます。

表IV-2 保健機能森林の施業の方法

施業区分	施業の方法
伐採	間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。 伐採に伴う裸地面積の縮小を図る。
造林	周囲の自然林等との調和を図った樹種による早期の再造林に努めます。 特に地域独自の景観等の形成が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持に努める。
保育	利用者が快適に散策等を楽しめるよう、適度な林内の明るさを維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。
その他	保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 施業は、地域の林業経営体等が主体となって行うとともに、森林ボランティア活動や森林環境教育の場等として多様に活用する

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

3-1 森林保健施設の整備

整備することが望ましい森林保健施設とその整備、維持、運営等にあたっての留意事項を次頁の表IV-3のとおり定めます

表IV-3 施設の整備

整備することが望ましい施設	留意事項
キャンプ場	・ 自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者の見込みに応じた規模とともに、切土、盛土を最小限とする配置とします。
管理施設	
林間広場	
遊歩道及びこれらに類する施設	・ 遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配慮するとともに、快適に利用できるよう、定期的に刈り払い等のメンテナンスを行います。
自然公園等	

3-2 立木の期待平均樹高

施設の整備において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を表IV-4に示します。

表IV-4 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備 考
スギ	18m	
ヒノキ	18m	

4 その他必要な事項

管理・運営は、自然環境の保全と森林の保全とが両立し、森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制・施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意します。



田貫湖キャンプ場南テントサイト
(佐折)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

1-1 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するように指導します。

- ・ I 編 2 に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- ・ II 編 2-3 に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・ II 編 5-3 に示す森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び II 編 6-3 に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・ III 編に示す森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

1-2 一体整備相当区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（以下、一体整備相当区域という。）を表V-1に定めます。

表V-1 一体整備相当区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
上野	1～ 8	411.71
白糸	9～ 33	1,267.82
猪之頭	34～ 55	1,549.98
麓	56～ 68	949.76
根原	69～ 79	1,204.14
人穴	80～ 88	536.8
上井出	89～100	940.52
北山 北	101～113	1,571.22
北山 南	114～125	632. 84
山宮	126～145	1,149.59
栗倉・大岩	146～152・154～170	1,835.68
青木	171～175	298.94
星山	176～182	451. 06
上稻子 西	183～190	493.29
上稻子 北	191～208	1,331.54
上稻子 東	209～220	764.63
柚野	221～229	531.09
羽鮒	230～239	428.11
長貫	240～247	443.43
内房 北	248～260	799.67
内房 南	261～270	630.74

注) 153 林班は欠番

詳細な位置は、概要図（一体整備相当区域）を参照。

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

2-1 東京都港区との国産材活用の協定

本市は、東京都港区と平成26年10月に「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結しています。

本制度は、東京都港区内で建築される5,000m²以上の建物に協定した自治体の木材の使用を義務づけており、この協定を利用して市内外の森林サービス産業者と連携した地域産材の啓発や販路開拓に取組みます。



写真 18 利用促進に関する協定書

2-2 富士ヒノキの家・宮クーポン事業

本制度は、富士山南西地域で産出される『富士ヒノキ』の利用促進と地域経済の活性化を図るために住宅新築時に富士ヒノキを使用する市民に対して、市内で利用できる地域振興券『宮クーポン券』を補助する交付事業です。

新築木造住宅において使用する木材の20%以上に富士ヒノキを使用した場合が対象となり、森林認証材を使用する場合は、補助額が増高され、この事業を通じて地域産材の利用を推進していきます。



写真 19, 20 事業を利用した新築住宅

3 森林の総合利用の推進に関する事項

白糸地区の田貫湖周辺の森林について、既存の自然環境を活かしながら、市民が気軽に森林と親しむことができる空間を提供します。

表V-2 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
田貫湖 キャンプ場	佐折 633	7.56ha 管理棟 1棟 キャンプ施設 1箇所 駐車場 2箇所	佐折 633	7.56ha 管理棟 1棟 キャンプ施設 1箇所 駐車場 2箇所	1

4 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるための取組みを進めます。例えば、林業経営体が主催する林業体験や間伐体験などに後援して、地域住民への森林・林業への関心を高めるように努めます。また、富士川流域河川一斉清掃（主催；富士川流域連絡会（国土交通省、流域3県・21市町村）の実施により森林から流下する水環境の改善の取組みを推進していきます。

5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度に基づく経営管理権が設定された森林は下表のとおりです。

表V-3 経営管理権設定森林

区域	件数	面積 (ha)	備考
精進川地区	1	1.72	
北山地区	1	0.89	

森林経営管理制度に基づく経営管理権が設定された森林のうち、計画期間内に富士宮市森林経営管理事業により森林整備を推進する森林は、表V-4のとおりです。

表V-4 計画期間内における富士宮市森林経営管理事業対象森林

区域	件数	面積 (ha)	備考
北山地区	1	0.89	

前頁の表V-4の対象森林において、自然条件等が極めて悪い森林については、針葉樹と広葉樹が混在する複層林化を図るなど、維持管理に費用や手間を要さない自然に近い森林に誘導します。

林業経営が十分に可能となり得るような森林については、枯損木及び危険木の伐採等の再整備により森林経営が再開できる環境に誘導します。

6 その他必要な事項

6-1 施業の制限を受けている森林に関する事項

施業の制限を受ける保安林においては、森林法に基づく施業を実施する。また、自然公園法、砂防指定地管理条例等の法令等により伐採行為が制限されている場合には、これらの法令等を踏まえた施業を実施する。

また、複数法令等による施業の制限を受けている場合は、より制限が強い法令等に基づく施業方法で行うものとする。

6-2 森林の保全に関する留意すべき事項

森林の保全については、適切な森林整備の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、伐採造林届出制度、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図ります。

また、近年頻発する集中豪雨等による水害を防止するために、流域治水の取組との連携や、流木被害を防止するため、伐採木の適正な処理や渓流域での危険木の除去等への配慮を促します。

6-3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更にあたっては、次の事項に留意します。

6-3-1 保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外への転用は行わないものとします。

6-3-2 保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壤、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、森林景観等の環境条件を考慮し、次の4点に留意した上で、森林の適正な利用を図ります。

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
2. 水害を発生させるおそれがないこと
3. 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと
4. 環境を著しく悪化させるおそれがないこと

6-4 市有林の整備に関する事項

6-4-1 市有林の整備方針

本市の市有林は、自然環境に配慮するとともに森林の有する多面的な機能を持続的に発揮できる森林づくりに取組みます。また、自然災害に強い森林を目指す指標として、各市有林の箇所毎に「森林整備カルテ」を備え付けます。

これらの実践と成果の客観的な判断として、対象とする森林面積約413haにSGEC-PFEC森林認証を取得しています（平成28年3月取得）。

人工林のうち、成熟して森林資源として供給できるものは森林経営計画を作成して木材生産を進めていきます。

また、林業の担い手の育成の観点から、地域の林業経営体等に整備を委託することで、林業の雇用の創出と施業技術の向上の場を提供します。



写真 21 施業技術の向上に



写真 22
列状複層林



写真 23
目指すべき森林へ誘う



写真 24
天然林へと成育し…



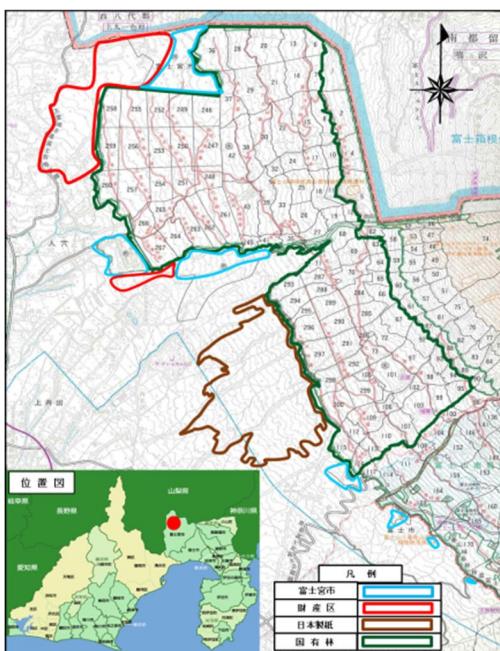
写真 25 針広混交の人工林

6-4-2 富士山西麓地域森林整備推進協定による森林の整備

民有林と国有林が相互に連携協力した森林整備に取り組むために、上井出財産区・日本製紙株式会社・林野庁関東森林管理局静岡森林管理署・静岡県富士農林事務所・富士宮市の5者による協定締結（平成24年2月）更新（令和3年3月）しています。

この協定に基づき4,601haの森林において、間伐・木材生産・路網整備・野生鳥獣の食害対策を連携して行い、持続可能な森林の経営を促します。

図V-1 推進協定の区域図



合同研修のようす

上井出財産区	289ha
日本製紙株式会社	679ha
国有林	3,330ha
富士宮市	303ha
計	4,601ha

6-5 良好的な森林景観の形成に関する事項

平成30年度までに世界文化遺産富士山へアクセスする沿道森林を間伐する「富士山麓緊急間伐対策事業」を実施してきました。この成果として、運転者にはシークエンス景観を演出させることができ、また、道路と植栽の間である空間の表現が相まって生産林を見せる森林景観も演出することができました。

これからも地域の景観の背景になり得る森林整備を促進します。

【シークエンス景観】 sequence landscape

視点を移動させながら次々と移り
変わっていく場面（シーン）を
連続的に体験する景観。



写真26, 27 森林景観のための整備状況

6-6 鳥獣被害防止対策事業

本市には、猟友会が2会（富士宮猟友会・西富士猟友会）あり、狩猟などの活動をしています。

一方でシカ・イノシシ・アライグマ・カワウなどの鳥獣類が農林水産物に及ぼす食害が顕著となり、本市をはじめとする関係団体で組織する「富士宮市鳥獣被害防止対策協議会」において、食害対策を行っています。

現在、鳥獣類の食害対応の一翼を担う活動として、各猟友会長が推薦する会員らで組織する「富士宮市鳥獣被害対策実施隊」活動を通じて、鳥獣類の駆除活動が効果的であり、これからも農林水産物の食害対策を促進していきます。

また、本市単独の事業として鳥獣類の被害防止設備を設置した市民への資機材購入費の補助金交付も行っています。



写真 28 実施隊と市との協議



写真 29 被害防止設備の設置

6-7 富士宮市公共建築物への木材の利用

市では、平成24年度に「富士宮市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を作成し、学校、保育園等を対象建築物として、木材利用を促進しています。



富士山本宮浅間大社（宮町）



富士根交流センター（万野原新田）

写真 30, 31 ヒノキを利用した内装仕上げ

6-8 林道を活用した森林の多目的利用

本市は、富士山にあるまちであること、この独立峰を囲う様な丘陵地や山地があり人工林が生育していることから、富士山を眺めみる林道があります。

比較的標高のある林道では、眺望点からの撮影スポットや散策の場としての利用があり、沿線ではスカイスポーツの離陸場の利用があります。さらに起伏によるトレーニングの場としての利用もあり、多目的な利用に供する林道の提供を促進します。



写真 32 スカイスポーツの一例



写真 33 隧道からの富士山眺望



写真 34 森林空間での余暇活動

6-9 ~林業祭~

森林・林業に親しむイベントとして、毎年9月に林業祭を開催しています。人気の親子木工教室では、富士宮市上井出にある日本建築藝術大學校の生徒も講師として参画し、受講者は、富士ヒノキを材料に講師の親切な指導を受けながら、親子で楽しく作品を制作しています。

このように地域産材に触れ合う機会の創出などを推進します。



写真 35 親子木工教室の様子

基幹路網の整備計画

【単位 : km, ha , 箇所】

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	計画期 区分	延長/ 箇所	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動 車道	森林 管理道	富士宮市 上稻子 (旧芝川町)	天子ヶ岳線	前期 後期 計	1.4 - 1.4	208	○	1	
開設	自動 車道	森林 管理道	富士宮市 精進川 (旧富士宮市)	萩の久保線	前期 後期 計	0.2 - 0.2	31	○	2	
			計	2路線	前期 後期 計	1.6 - 1.6	239			

拡張

【単位 : km,ha,箇所】

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	計画期 区分	延長/ 箇所	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 猪之頭 (旧富士宮市)	大洞線	前期 後期 計	2 - 2	345	○		局部改良
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 猪之頭 (旧富士宮市)	西山線	前期 後期 計	- 2 2	125			法面保全 局部改良
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 佐折 (旧富士宮市)	南草里線	前期 後期 計	1 - 1	198	○		局部改良
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 猪之頭 (旧富士宮市)	湯之奥猪之頭 線	前期 後期 計	1 1 2	2,296	○		法面保全 局部改良
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 山宮 (旧富士宮市)	飯盛線	前期 後期 計	1 - 1	145	○		法面保全
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 佐折 (旧富士宮市)	天子ヶ岳線	前期 後期 計	1 - 1	95	○		法面保全 局部改良
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 精進川 (旧富士宮市)	坂林線	前期 後期 計	1 - 1	75			法面保全 局部改良
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 佐折 (旧富士宮市)	大棚立沢線	前期 後期 計	- 1 1	264	○		局部改良
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 栗倉 (旧富士宮市)	出水富士線	前期 後期 計	1 - 1	392	○		局部改良
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 北山 (旧富士宮市)	志田水横線	前期 後期 計	1 - 1	86	○		局部改良
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 精進川 (旧富士宮市)	萩の久保線	前期 後期 計	1 - 1	31	○		局部改良
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 栗倉 (旧富士宮市)	富士山麓線	前期 後期 計	1 1 2	665	○		局部改良
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 上稻子 (旧芝川町)	西沢線	前期 後期 計	5 1 6	349	○		法面保全 局部改良
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 上稻子 (旧芝川町)	石神峠線	前期 後期 計	2 1 3	175	○		法面保全 局部改良
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 長貫 (旧芝川町)	長貫線	前期 後期 計	1 1 2	32	○		法面保全 局部改良
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 上稻子 (旧芝川町)	入山線	前期 後期 計	3 1 4	909	○		法面保全 局部改良
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 内房 (旧芝川町)	瓜島線	前期 後期 計	4 3 7	158	○		局部改良 局部改良
拡張	自動 車道	改良	富士宮市 上稻子 (旧芝川町)	大田和門野線	前期 後期 計	3 1 4	46	○		法面保全 局部改良
			計	18 路線	前期 後期 計	29 13 42	6,386			

拡張

【単位 : km,ha ,箇所】

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	計画期 区分	延長/ 箇所	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	自動 車道	舗装	富士宮市 猪之頭 (旧富士宮市)	西山線	前期 後期 計	1.6 - 1.6	125	○		
拡張	自動 車道	舗装	富士宮市 佐折 (旧富士宮市)	大棚立沢線	前期 後期 計	0.7 - 0.7	264	○		
拡張	自動 車道	舗装	富士宮市 佐折 (旧富士宮市)	半野細野線	前期 後期 計	1.0 2.2 3.2	229	○		
拡張	自動 車道	舗装	富士宮市 佐折 (旧富士宮市)	内野佐折支線	前期 後期 計	0.3 - 0.3	34	○		
拡張	自動 車道	舗装	富士宮市 猪之頭 (旧富士宮市)	大洞線	前期 後期 計	2.0 1.0 3.0	345	○		
拡張	自動 車道	舗装	富士宮市 上稻子 (旧芝川町)	西沢線	前期 後期 計	1.8 - 1.8	349	○		
拡張	自動 車道	舗装	富士宮市 上稻子 (旧芝川町)	石神峠線	前期 後期 計	3.9 - 3.9	175	○		
			計	7 路線	前期 後期 計	11.3 3.2 14.5	1,521			